

門
2
3
項
1
號

第 二 四 九 號

大正十五年九月二十二日

接

大正十五年拾月拾日

賠償物件處理委員會幹事

大藏事務官 西村 淳一郎

賠償物件處理委員會
大藏事務官 西村 淳一郎
大正十五年拾月拾日

委員 外務書記官 栗山 茂殿

客月二十五日賠償物件處理委員會第十六回會議議事錄別紙ノ通開製致候
ニ付及送付候條御査閱相成度尙御意見有之候ハハ折返御垂示被下度此段
奉希候
敬 具

大 藏 省

賠償物件處理委員會

賠償物件處理委員會第十六回會議々事録

(庫) 大正十五年八月二十五日

大藏省理財局

2-0 5 5 2

0336

賠償物件處理委員會第十六回會議々事録

大正十五年八月二十五日午前十時四十分開會—午後〇時三十分閉會

出席者 會長 大藏次官 田 昌

委員 外務書記官 栗山 茂

” 大藏省理財局長 富田勇太郎

” 大藏書記官 津島壽一

” 商工省商務局長 副島千八

” 商工書記官 村井四郎

” 遞信書記官 侯爵 廣幡忠隆

關係員 外務事務官 佐々木勝三郎

幹事 大藏事務官 西村淳一郎

書記 大藏 屬 新 敏 雄

” 大藏技手 木村 孝

陪席者 大藏 屬 島田 恒

” ” 村松 光 次

議 題

對獨賠償債權讓渡方法ニ關スル件

議 事

幹事ヨリ議題説明アリタル後貸議ニ入ル。先ヅ譲渡金額ノ限度ヲ三百五十万金麻トスヘキカ、又ハ五百万金麻ニ増額スヘキカニ關シテ論議アリ、此ノ際成ル可ク速ニ賠償債權ヲ取得スル爲増額ヲ可トスルニ決セリ。尚同一ノ趣旨ニ依リ延納期間ハ一年六ヶ月、一契約ノ單位ハ十万麻以上トスルコトニ修正アリタリ。次デ大正十二年「ベメルマン」協定成立ノ際其ノ實施ノ爲組織セラレントシタル「シンガケート」ト今回ノ賠償債權ノ譲渡トノ關係ニ付應答アリ今回ノ債權譲渡ハ「ドース」案實施ノ結果トシテ各國ノ現ニ行ヘル方法ニ依ルモノニシテ「シンガケート」計劃當時トハ其ノ事情自ラ趣ヲ異ニスルモノナレハ「シンガケート」ヲ其ノ儘利用スルコトハ至難ナル旨答辯アリ。

次テ對獨逸賠償債權譲渡事務規程案並告示案ニ付逐條審議ヲ行ヒタル後別紙ノ通り修正ノ上可決セラレタリ。

尚議事終了後東京帝國大學ヨリ取得ヲ希望ミ來レル顯微鏡其ノ他ノ機械類及第二回ノ自動車取得問題等ニ關シ種々意見ヲ交換スル所アリタリ。

賠償物件處理委員會第十六回會議決事項

議決 對獨賠償債權讓渡方法ニ關スル件

對獨賠償債權ニ餘裕アル場合ニ於テハ一定ノ標準ニ基

キ之ヲ民間輸入商ニ讓渡スルコト。

前項ノ場合ニ於テ政府ニ對スル代金ノ納付ニ付テハ國

債ヲ擔保トシテ提供セシメ相當期間ノ延納ヲ認メ得ル

コト。

第十六回賠償物件處理委員會議題

議題、對獨賠償債權讓渡方法ニ關スル件

議題説明

- ドー入年次金本邦積立額ハ自動車、無線電機機械、圖書等ニ關スル分ヲ差引キ約五百萬兩ノ餘裕ヲ生スル見込ナルヲ以テ之ヲ一般獨逸商品輸入商ニ對シ利用セシムルコトトシ左記方法ニ依リ實行スルコト適當ト認メラル
- (一) 政府ハ對獨賠償債權讓渡ニ關スル告示ヲ官報ニ掲載シ且其ノ説明ヲ新聞紙上ニ發表シ一般獨逸商品輸入商ヨリノ讓渡申請ヲ徵スルコト
- (二) 政府ハ右讓渡申請中最モ適當ト認ムルモノヲ選擇シ本委員會ノ審議ニ附シ其ノ決議ニ基キ賠償債權ノ讓渡ヲ決定スルコト
- (三) 前項選擇ノ標準ハ別案對獨賠償債權讓渡事務規程ニ定ムル處ニ依ルコト
- (四) 賠償債權ノ讓渡ハ巴里ニ於ケル政府代表者ノ賠償爲替手形ノ振出交付ニ依リ之ヲ爲スコト
- (五) 賠償債權ノ代金ノ納付ニ付テハ相當期間ノ延納ヲ認メ得ルコト

大藏省

(六) 前項ニ依リ延納ヲ認メタル場合ニハ擔保トシテ國債ヲ提供セシムルコト

決議案

對獨賠償債權ニ餘裕アル場合ニ於テハ一定ノ標準ニ基キ之ヲ民間輸入商ニ讓渡スルコト

前項ノ場合ニ於テ政府ニ對スル代金ノ納付ニ付テハ國債ヲ擔保トシテ提供セシメ相當期間ノ延納ヲ認メ得ルコト

大藏省

大蔵省告示第百三十一號

對獨賠償債權讓渡ノ件

政府ハ對獨賠償債權中ド一ス年次金餘裕額五百萬圓ヲ限度トシ此ノ際之ヲ民間希望者ニ對シ讓渡スルコトトナシタルニ付テハ其ノ方法並條件ハ實物引渡規程（大正十五年三月五日外務省告示第十九號）並左記各號ニ定ムル所ニ依ルモノトス

一、賠償債權ノ讓渡ヲ受ケ得ル者ハ引續キ三年以上獨逸商品ノ輸入ニ從事シ且信用アル商人タルコトヲ要ス

二、賠償債權ノ讓渡ヲ希望スル者ハ其ノ金額、該債權ヲ利用シ購入セムトスル獨逸商品ノ種類數量價格及其ノ代金支拂ノ時期並前號ノ資格ヲ具備スル旨ヲ明記シタル對獨賠償債權讓渡申請書ヲ大蔵省理財局長宛ニ提出スヘシ

三、前號ノ申請書ハ大正十五年十月末日迄ニ提出スルコトヲ要ス但シ右期間内ト雖申請額カ讓渡豫定額ヲ超過スル場合ニハ申請書ヲ受理セサルコトアルヘシ

四、賠償債權ヲ利用シテ購入スル獨逸商品ハ國產振興ノ趣旨ニ反セス且贅澤品ニ非サルモノナルコトヲ要ス

五、賠償債權讓渡額ハ原則トシテ一契約十萬圓又ハ其ノ相當額以上トス六、政府ハ對獨賠償債權讓渡申請書ヲ調査シ大蔵省賠償物件處理委員會ノ審議ニ附シ賠償債權ノ讓渡ヲ受ク可キ者並讓渡金額ヲ決定シタル上申請者ト契約ヲ締結スルモノトス

七、賠償債權ノ讓渡ハ巴里ニ於ケル帝國政府代表者ノ振出ス賠償爲替手形ノ交付ニ依リ之ヲ行フモノトス

八、賠償爲替手形ハ原則トシテ廢貨ニテ作成ス但シ商品購入契約カ廢貨以外ノ通貨ニテ表示セラレタルトキハ右通貨ニ依リ作成ス

九、賠償債權讓渡ノ代金ハ賠償爲替手形ノ金額ヲ其ノ讓渡契約成立ノ日ニ於ケル横濱正金銀行對外爲替相場ニ依リ換算シタル邦貨額トス十、賠償債權ヲ讓渡シタル場合其ノ代金ノ納付ニ付テハ賠償爲替手形交付ノ日ヨリ一年六ヶ月以内ノ延納ヲ認ムルコトヲ得ルモノトス

十一、前號ニ依リ延納ヲ認メタル場合ニハ擔保トシテ國債ヲ提供セシムルモノトス

(種、庫、一五八二五)

對獨佔賠償權讓渡事務規程

- 第一條 政府ニ對シ對獨佔賠償權ノ讓渡ヲ申請スル者アルトキハ本規程
- 第二條乃至第四條ニ定ムル所ニ依リ之ヲ選擇シ賠償物件處理委員會ノ
- 審議ニ附シ其ノ決議ニ基キ讓渡ヲ決定スルモノトス
- 第二條 賠償債權ノ讓渡ヲ受クルコトヲ得ヘキ者ハ左記各號ノ資格ヲ具
- 備スル者ナルコトヲ要ス但シ特別ノ理由アル場合ニハ之カ除外例ヲ認
- ムルコトヲ得
- 一、引續キ三年以上獨逸商品ノ輸入ニ從事セルコト
- ニ資本金三百萬圓以上ヲ有スル法人ナルコト
- 第三條 賠償債權ニ依リ購入スル獨逸商品ハ國產振興ノ趣旨ニ反セス且
- 資源品ニ非サルモノナルコトヲ要ス
- 第四條 賠償債權讓渡額ハ原則トシテ一契約年十萬圓又ハ其ノ相當額以
- 上トス
- 第五條 賠償債權ノ讓渡ヲ爲シタル後賠償委員會。引渡委員會又ハ獨逸
- 政府ノ異議アルトキハ政府ハ讓渡ヲ取消又ハ條件ヲ變更スルコトアル

- 可ク此ノ場合ニ於テモ政府ハ取消又ハ變更ニ因ル損害ヲ賠償スルノ責
- ニ任セサル旨賠償債權讓渡契約中ニ規定スルモノトス
- 第六條 賠償債權ノ讓渡ハ巴里ニ於ケル帝國政府代表者ノ提出シタル賠
 - 償爲替手形ノ交付ニ依リ之ヲ行フモノトス
 - 第七條 賠償爲替手形ハ原則トシテ麻貨ニテ作成ス但シ商品購入契約ル
 - 麻貨以外ノ通貨ニテ表示セラレタルトキハ右通貨ニ依リ作成ス
 - 第八條 賠償債權讓渡ノ代金ハ賠償爲替手形ノ金額ヲ其ノ讓渡契約成立
 - ノ日ニ於ケル積算正金銀行對外爲替相場ニ依リ換算シタル邦貨額トス
 - 第九條 賠償債權ヲ讓渡シタル場合其ノ代金ノ納付ニ付テハ賠償爲替手
 - 形^{（白）}提出交付後一年^{（大）}迄月以内ノ延納ヲ認ムルコトヲ得
 - 第十條 前條ニ依リ延納ヲ認メタル場合ニハ擔保トシテ國債ヲ提供セシ
 - ムルモノトス
- 提供ス可キ擔保ニ關スル手續ハ賠償物件賣拂代金延納細則ニ依ル

獨逸商品輸入商

(大正十五年八月正金調)

(三年以上引續從事セル資本金三百萬圓以上ノ法人)

會社名	資本金	所在地
三井物産株式會社	一億圓	日本橋區本町二ノ一
日本毛織株式會社	二千萬圓	神戸市海岸通一〇
三菱商事株式會社	一千五百萬圓	麹町區八重洲町一ノ一
三井株式會社	一千二百萬圓	日本橋區室町三ノ一〇
大倉商事株式會社	一千萬圓	京橋區銀座二ノ七
株式會社服部商店	一千萬圓	京橋區銀座二ノ一〇
株式會社岩井商店	一千萬圓	大阪東區北濱四丁目
株式會社鈴木商店	八百萬圓	神戸市海岸通一〇
伊東忠商事株式會社	七百萬圓	大阪東區安土町二丁目
湯淺貿易株式會社	五百萬圓	神戸市明石町三二

會社名	資本金	所在地
日本樂器株式會社	三百四十八萬圓	静岡縣濱松市中澤二五〇
丸善株式會社	三百三十萬圓	日本橋區通三ノ一四
村井貿易株式會社	三百萬圓	日本橋區元四日市町一〇
株式會社安宅商會	三百萬圓	大阪市東區高麗橋五ノ二九

231

一五一號

大正十五年十月五日

賠償物件處理委員會

賠償物件處理委員會會長

大藏次官 田

昌

大正十五年拾月拾貳



委員 外務書記官 栗山 茂 殿

十月七日午前十一時ヨリ中央會議所第五號室ニ於テ第十七回賠償物件處理委員會別紙議題ニ關シ開催致慶候ニ付御出席被下座此段及通牒候也

大藏省

2-0552

0344

第十七回賠償物件處理委員會議題

(理、庫、一五、一〇、七)

議題第一、對獨賠償債權讓渡額割當ニ關スル件

議題說明

對獨賠償債權中、ドース年次金餘裕額五百萬圓ヲ限度トシ民間希望者ニ讓渡ノ件ニ關シテハ九月三日大藏省告示第百三十一號ヲ以テ公表シタル處別表甲ノ通り九月十五日迄ノ讓渡希望申請額七百五十三萬餘圓ニ達シタルヲ以テ同日ヲ以テ締切リ之ヲ支拂ノ月別ニ依リ整理シタルニ別表乙ノ通り本年十二月迄ノ支拂ニ屬スル申請額三百三十六萬餘圓トナリ讓渡豫定額ニ對シ尙九十七萬餘圓ノ超過ニシテ且各申請共讓渡事務規程ニ定ムル條件ヲ具備セルモノト認メラル依ツテ比較的小額ナル富士電機製造會社及安宅商會ノ申請ハ之カ全額ヲ認ムルコトトシ比較的多額ナル三菱商事、三井物産、大倉商事、鈴木ノ四會社ニ關シテハ各社ノ十二月迄ノ支拂ニ屬スル申請額中ヨリ、前述ノ超過額ヲ十二月迄ノ申請額ニ按分比例シテ、控除シタル額ヲ認ムルコト公平且適當トス

右ノ計算ニ基ク各申請者ニ對スル割當額別表丙ノ通りナリ

尙按分控除額ヲ如何ナル契約ニ適用スヘキカニ付テハ各申請者ト交渉ノ上其ノ希望ヲ參酌シ之ヲ決定スルモノトス

決議(案)

九月三日大藏省告示第百三十一號ニ依ル對獨賠償債權中、ドース年次金餘裕額五百萬圓ノ讓渡ニ付テハ別表ノ通り之カ割當ヲ爲スコト

別表

對加賠償債權讓渡割合額表（案）

會社名	割合額
三菱商事株式會社	一〇三、〇〇〇圓
三井物産株式會社	五八、〇〇〇圓
大倉商事株式會社	三五、〇〇〇圓
鈴木商店	二七、〇〇〇圓
富士電機製造株式會社	七八、〇〇〇圓
安宅商會	六一、〇〇〇圓
計	二三八、八〇〇圓

議題第二、「アルベルト、オステルリート」教授文庫ヲ賠償勘定

ニ依リ購入ノ件

議題説明

本年三月「アルベルト、オステルリート」教授死去セラレタルカ同氏ノ
文庫ハ著作權及工業所有權ニ關スル各國ノ文獻ヲ網羅シ其ノ完備セルコ
ト此ノ種文庫中稀ニ見ル所ニシテ各方面ヨリ之カ入手方ヲ申込居ル處駐
獨伊藤代理大使ヨリ成ル可ク之ヲ本邦ニ購入シ度考ニテ未亡人ニ内交渉
アリタルニ價格約六萬圓ニシテ未亡人モ亦日本ニ於テ買取ラルコトト
モナラハ他方面ヘハ相談セサルヘキコトヲ申出ラレタル由ニテ誠ニ好機
會ナルヲ以テ賠償勘定ニ依リ購入方取計ハレ度且右購入ノ上ハ各所管事
項ニ應シ夫々内務省及特許局ニ保管委託アリ度旨内務省及特許局ヨリ申
出アリタルカ右ハ有益且適當ト認メラルルニ付之カ購入ニ付必要ナル手
續ヲ進捗スルコトト致シタシ

決 議 (案)

賠償勘定ヲ利用シ「アルベルト、オステルリート」教授ノ文庫(價格約

六萬圓)ヲ購入スルコト

右購入ノ上ハ内務省及特許局ニ對シ其ノ所管事項ニ關シ之カ保管ヲ委託
スルコト

(九月 十五日締切申請金額)

[illegible]

(九月十五日締切申請全額)

[illegible]

乙、對獨賠償債權讓渡申請額月別表

(九月十五日締切申請全額)

申請日附(五、九、三)	三井物産株式會社	申請日附(五、九、一五)	大倉商事株式會社	申請日附(五、九、一四)	鈴木商店	申請日附(五、九、一五)	富貴機製造株式會社	申請日附(五、九、一七)	安宅商會	合計
品名	金額	品名	金額	品名	金額	品名	金額	品名	金額	
製氷機	七、三六〇	獨逸産 ホツア	七、九三六	鋼板眞鍮鍍 鋼板アルミ 鋼板圧延機械 同用ロール	三、三三〇	造船用建築 用鋼材(銅板) 造船用鋼材等何 れも圧延セルモ	二、五七五	化學的木 材パルプ	三、五三三	
硫酸 アンモニア	二六、二二一	アンモニア 合成用機械	四、五九九四			軌條類	二九、六六一			
銅板眞鍮鍍 壓延機	六、五五九	獨逸産 ホツア	九、〇五二	東京地下鐵道 變電所用回 轉並流機全 部並流機及配 電盤式自動 起動機作付 附屬品共	五、〇六五	造船用建築 用鋼材(鋼板) 鋼板鋼材等何 れも圧延セルモ	三三、三七五	化學的木 材パルプ	三、七五五	
硫酸 アンモニア	四、八四〇	アンモニア 合成用機械	四、五九九四	化學工業用圧 搾機用電動 機及附屬品	四、四八九	軌條類	九、二六九			
鋼管 製造機	三、五三六	獨逸産 ホツア	三、〇五二	銅板眞鍮鍍 鋼板アルミ 鋼板圧延機械	九、二二三					
薄板用鋼 片壓延機	一九、〇七三	硫酸 アンモニア	二、〇〇〇	製粉機械 (式)	三、六二七					
硫酸 アンモニア	四、〇四〇									
大田五三	三九、五五一									
三井物産	八、八六六									
申請日附(五、九、三)	三井物産株式會社	申請日附(五、九、一五)	大倉商事株式會社	申請日附(五、九、一四)	鈴木商店	申請日附(五、九、一五)	富貴機製造株式會社	申請日附(五、九、一七)	安宅商會	合計
品名	金額	品名	金額	品名	金額	品名	金額	品名	金額	

丙、對獨賠償債權讓渡割當額表(案)

會社名	割當額
三菱商事株式會社	一、〇三二、〇〇〇圓
三井物産株式會社	五、八八〇、〇〇〇圓
大倉商事株式會社	三、五九〇、〇〇〇圓
鈴木木商會社	二、七〇〇、〇〇〇圓
富士電機製造株式會社	七、八〇〇、〇〇〇圓
安宅商會	六、一〇〇、〇〇〇圓
計	二、三八八、〇〇〇圓

2
3
1

對獨賠償債券割當
對獨賠償債権五百萬マルクに對する民間の申込額は既報の如く約三倍の巨額に達したので大原省ではこれが割當につき協議の結果按分比例により割當つることとし、先づ日賠償物件處理委員會を開いて付議することになった

賠償物件處理委員會
佐木

大正十五年二月拾貳日記録係接受

日新新聞 大正十五年十月六日

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
<http://www.jacar.go.jp/>

賠額第一五七號

大正十五年十月十九日

賠償物件處理委員會幹事

大藏事務官 西村 淳一

要目付了

外務事務官 佐々木 勝三郎 殿



本月七日賠償物件處理委員會第十七回會議議事錄別紙ノ通調製致候ニ付
及送付候條御査閱相成度尙御意見有之候ハハ折返御垂示被下度此段奉希
候

敬 具

大 藏 省

賠償物件處理委員會

賠償物件處理委員會第十七回會議事錄

(庫) 大正十五年十月七日

大藏省理財局

2-0552

0357

賠償物件處理委員會第十七回會議々事録
大正十五年十月七日午前十一時開會—午後〇時三十五分閉會
出席者 會長 大藏 次官 田 昌
委員 外務書記官 栗 山 茂

大藏省理財局長 富田 勇太郎
大藏書記官 津島 壽一
商工省商務局長 副島 千八
商工書記官 村井 四郎
遞信省管船局長 宮崎 清則
遞信書記官侯爵 廣幡 忠隆
關係員 外務事務官 佐々木 勝三郎
幹事 大藏事務官 西村 淳一郎

書記 大藏 屬 新 敏 雄
大藏技手 木村 孝

議題及議事

議題第一、對獨賠償債權讓渡額割當ニ關スル件
對獨賠償債權中、昨、ト、年次金餘裕額五百萬麻ヲ限度
トシ民間希望者ニ讓渡ノ件ニ關シテハ九月三日大藏省
告示第百三十一號ヲ以テ公表シタル處別表甲ノ通り九
月十五日迄ノ讓渡希望申請額七百五十三萬餘圓ニ達シ
タルヲ以テ同日ヲ以テ締切リ之ヲ支拂ノ月別ニ依リ整
理シタルニ別表乙ノ通り本年十二月迄ノ支拂ニ屬スル
申請額三百三十六萬餘圓トナリ讓渡豫定額ニ對シ尚九

十七萬餘圓ノ超過ニシテ且各申請共讓渡事務規程ニ定
ムル條件ヲ具備セルモノト認メラル依ツテ比較的小額
ナル富士電機製造會社及安宅商會ノ申請ハ之カ金額ヲ
認ムルコトトシ比較的多額ナル三菱商事三井物産大倉
商事鈴木ノ四會社ニ單シテハ各社ノ十二月迄ノ支拂ニ
屬スル申請額中ヨリ前述ノ超過額ヲ十二月迄ノ申請額
ニ按分比例シテ控除シタル額ヲ認ムルコト公平且適當
トス

右ノ計算ニ基ク各申請者ニ對スル割當額別表丙ノ通り
ナリ

尚按分控除額ヲ如何ナル契約ニ適用スヘキカニ付テハ
各申請者ト交渉ノ上其ノ希望ヲ參酌シ之ヲ決定スルコ
ト

トトシ左ノ通り決議アリタリ

決議

對獨賠償債權讓渡額割當ニ關スル件

九月三日大藏省告示第百三十一號ニ依ル對獨賠償
債權中「ドース」年次金餘裕額五百萬圓ノ讓渡ニ付テ
ハ別表ノ通り之カ割當ヲ為スコト

議題及議事

議題第二「アルベルト・オステルリット」教授文庫ヲ賠償勘定ニ

依リ購入ノ件

本年三月著作権及工業所有權ニ關スル世界的權威者
タル獨逸「オステルリット」教授死去セラレタルカ同氏ノ文庫

ハ著作權及工業所有權ニ關スル各國ノ文獻ヲ網羅セル
モノニシテ工業所有權關係著書三十九種、著作權關係著
書六十九種、一般法學政治學關係著書三種ヲ含ミ一種
ニシテ往々十數冊ニ及フモノアリ其ノ完備セルコト此
ノ種文庫中稀ニ見ル所ニシテ各方面ヨリ之カ入手方ヲ
申込居ル處駐獨伊藤代理大使ヨリ成ル可ク之ヲ本邦ニ
購入シ度考ニテ未亡人ニ内交渉アリタルニ價格約六萬
麻ニシテ未亡人モ亦日本ニ於テ買取ラルルコトモナラ
ハ他方面ヘハ相談セサルヘキコトヲ申出ラレタル由ニ
テ誠ニ好機會ナルヲ以テ賠償勘定ニ依リ購入方取計ハ
レ度且右購入ノ上ハ各所管事項ニ應シ夫々内務省及特
許局ニ保管委託アリ度旨内務省及特許局ヨリ申出アリ

3.

タルカ右ハ有益且適當ト認メラルルニ付之カ購入ニ付
必要ナル手續ヲ進捗スルコトニ購入後ノ保管方法ニ
付テハ之ヲ内務省及特許局ニ分割保管スヘキカ又ハ「オ
ステルリ」ト文庫トシテ一個所ニ纏メ置クヲ可トスル
カ等ニ付更ニ考究ヲ要スルモノアルヲ以テ之ク決定ヲ
後日ニ讓ルコトトナリ左ノ通り決議アリタリ、

決 議

「アルベルト・オステルリ」ト教授文庫ヲ賠償勘定ニ依リ
購入ノ件

賠償勘定ヲ利用シ「アルベルト・オステルリ」ト教授文庫（價格
約六萬麻）ヲ購入スルコト
右購入後ノ保管方法ニ付テハ追テ考究ノ上之ヲ決

定ムルコト

議題及議事

議題第三、賠償勘定ニ依リ自動車「マセデス・ダイムラー」

購入ニ關スル件

賠償勘定ニ依リ「マセデス・ダイムラー」三臺ヲ試験的ニ購入スルコトトシ左記要綱ニ依リ之カ手續ヲ進捗スルコトトナレリ

一、種類及臺數
二、構造

「マセデス・ダイムラー」三臺
六人乗「リヒジン・プルマン」型、
馬力、警視廳馬力ニ十二馬力
シリンダー六

三、價格

「バルーン・タイヤ」

東京渡船二萬圓(内賠償勘定ニ依ル
支拂額約千六百四十磅)

四、製造會社

獨逸「スワットカルト」ダイムラー自動車會社

五、本邦手代理店

東京日本商事自動車株式會社

六、註文方法

「ベンツ」及「プロト」ノ場合ト同シノ本
邦代理店ト契約シ東京ニ於テ試験
ノ上之カ受入ヲ爲スモノトス

決議

賠償勘定ニ依リ自動車「マセデス・ダイムラー」購入ニ關スル件

賠償勘定ニ依リ「マセデス・ダイムラー」三臺(東京渡船、輸入關稅ヲ含ミ約二萬圓)ヲ試験的ニ購入スルコトトシ

其ノ手續等ニ付テハ前回自動車購入ノ場合ノ例ニ
依ルコト

2-0552

0362

賠償物件處理委員會第十回會議議決事項

議決第一、對獨賠償債權讓渡額割當ニ關スル件

九月三日大藏省告示第三百三十一號ニ依ル對獨賠償債權中、ドーミ年次金餘裕額五百萬麻ノ讓渡ニ付テハ別表ノ通り之カ割當ヲ爲スコト

議決第二、アルベルト・オスレルリート教授文庫ヲ賠償勘定

ニ依リ購入ノ件

賠償勘定ヲ利用シ、アルベルト・オスレルリート教授文庫(價格約六萬麻)ヲ購入スルコト

右購入後ノ保管方法ニ付テハ追テ考案ノ上之ヲ決定スルコト

6.

議決第三、賠償勘定ニ依リ自動車「マセデス・グイムラ」購入ニ

關スル件

賠償勘定ニ依リ「マセデス・グイムラ」三臺(東京渡軍價輸入開稅ヲ含ミ約二萬圓)ヲ試驗的ニ購入スルコトトシ其ノ手續等ニ付テハ前回自動車購入ノ場合ノ例ニ依ルコト

(九月十五日締切申請金額)

[illegible]

11

0365

[illegible]

丙、對獨賠償債權讓渡割當額表(案)

會社名	割當額
三菱商事株式會社	一、〇三二、〇〇〇圓
三井物産株式會社	五八八、〇〇〇圓
大倉商事株式會社	三五九、〇〇〇圓
鈴木商店	二七〇、〇〇〇圓
富士電機製造株式會社	七八〇、〇〇〇圓
安宅商會	六一〇、〇〇〇圓
計	二、三八八、〇〇〇圓

別表

對獨賠償債權讓渡割當額表（案）

會社名	割當額
三菱商事株式會社	一、〇三二、〇〇〇圓
三井物産株式會社	五八八、〇〇〇圓
大倉商事株式會社	三五九、〇〇〇圓
鈴木商店	二七〇、〇〇〇圓
富士電機製造株式會社	七八〇、〇〇〇圓
安宅商會	六一〇、〇〇〇圓
計	二、三八八、〇〇〇圓

第一五七號

大正十五年十月十九日

通商局外務書記官 栗山 茂殿

通商局長

賠償物件處理委員會幹事
大蔵事務官 西村 淳一



第一課

委員 外務書記官 栗山 茂殿

第二課

本月七日賠償物件處理委員會第十七回會議議事錄別紙ノ通關製致候ニ付
及送付候條御主國相成度尙御意見有之候ハハ折返御垂示被下度此致奉希

敬具

歐米局長

第二課

大蔵省

2-0552

0371

賠償物件處理委員會第十七回會議事錄

(庫) 大正十五年十月七日

大藏省理財局

2-0552

0372

賠償物件處理委員會第十七回會議々々事録

大正十五年十月七日午前十一時開會—午後四時三十五分開會

出席者 會長 大藏 次官 田 栗 山 茂 昌

委員 外務書記官 栗 山 茂 昌

” 大藏省理財局長 富田 勇太郎

” 大藏書記官 津島 壽一

” 商工省商務局長 副島 千八

” 商工書記官 村井 四郎

” 遞信省管船局長 宮崎 清則

” 遞信書記官侯爵 廣幡 忠隆

關係員 外務事務官 佐々木 勝三郎

幹事 大藏事務官 西村 淳一郎

書記 大藏 屬 新 敏 雄

” 大藏 技 手 木 村 孝

議題及議事

議題第一、對獨賠償債權讓渡額割當ニ關スル件

對獨賠償債權中、トシ年次金餘裕額五百萬麻ヲ限度

トシ民間希望者ニ讓渡ノ件ニ關シテハ九月三日大藏省

告示第百三十一號ヲ以テ公表シタル屬別表甲ノ通り九

月十五日迄ノ讓渡希望申請額七百五十三萬餘圓ニ達シ

タルヲ以テ同日ヲ以テ締切リ之ヲ支拂ノ月別ニ依リ整

理シタルニ別表乙ノ通り本年十二月迄ノ支拂ニ屬スル

申請額三百三十六萬餘圓トナリ讓渡豫定額ニ對シ尚九

十七萬餘圓ノ超過ニシテ且各申請共譲渡事務規程ニ定
ムル條件ヲ具備セルモノト認メラル依ツテ比較的小額
ナル富士電機製造會社及安宅商會ノ申請ハ之カ金額ヲ
認ムルコトトシ比較的多額ナル三菱商事三井物産大倉
商事鈴木ノ四會社ニ單シテハ各社ノ十二月迄ノ支拂ニ
屬スル申請額中ヨリ前述ノ超過額ヲ十二月迄ノ申請額
ニ按分比例シテ控除シタル額ヲ認ムルコト公平且適當
トス

右ノ計算ニ基ク各申請者ニ對スル割當額別表丙ノ通り
ナリ

尚按分控除額ヲ如何ナル契約ニ適用スヘキカニ付テハ
各申請者ト交渉ノ上其ノ希望ヲ參酌シ之ヲ決定スルコ

2.

トトシ左ノ通り決議アリタリ

決議

對獨賠償債權讓渡額割當ニ關スル件

九月三日大藏省告示第百三十一號ニ依ル對獨賠償
債權中「ドース」年次金餘裕額五百萬圓ノ讓渡ニ付テ
ハ別表ノ通り之カ割當ヲ為スコト

議題及議事

議題第二「アルベルト・オステルリット」教授文庫ヲ賠償勘定ニ

依リ購入ノ件

本年三月著作権及工業所有權ニ關スル世界的權威者
タル獨逸「オステルリット」教授死去セラレタルカ同氏ノ文庫

ハ著作權及工業所有權ニ關スル各國ノ文獻ヲ網羅セル
モノニシテ工業所有權關係著書三十九種、著作權關係著
書六十九種、一般法學政治學關係著書三十一種ヲ含ミ一種
ニシテ往々十數冊ニ及フモノアリ其ノ完備セルコト此
ノ種文庫中稀ニ見ル所ニシテ各方面ヨリ之カ入手方ヲ
申込居ル處駐獨伊藤代理大使ヨリ成ル可ク之ヲ本邦ニ
購入シ度考ニテ未亡人ニ交渉アリタルニ價格約六萬
麻ニシテ未亡人モ亦日本ニ於テ買取ラルルコトモナラ
ハ他方面ヘハ相談セサルヘキコトヲ申出ラレタル由ニ
テ誠ニ好機會ナルヲ以テ賠償勘定ニ依リ購入方取計ハ
レ度且右購入ノ上ハ各所管事項ニ應シ夫々内務省及特
許局ニ保管委託アリ度旨内務省及特許局ヨリ申出アリ

3.

タルカ右ハ有益且適當ト認メラルルニ付之カ購入ニ付
必要ナル手續ヲ進捗スルコトトシ購入後ノ保管方法ニ
付テハ之ヲ内務省及特許局ニ分割保管スヘキカ又ハ「オ
ステルリ」ト文庫トシテ一個所ニ纏メ置クヲ可トスル
カ等ニ付更ニ考究ヲ要スルモノアルヲ以テ之ヲ決定ヲ
後日ニ讓ルコトトナリ左ノ通り決議アリタリ、

決 議

「アルベルト・オステルリ」ト教授文庫ヲ賠償勘定ニ依リ

購入ノ件

賠償勘定ヲ利用シ「アルベルト・オステルリ」ト教授文庫（價格
約六萬麻）ヲ購入スルコト

右購入後ノ保管方法ニ付テハ追テ考究ノ上之ヲ決

定ムルコト

議題及議事

議題第三 賠償勘定ニ依リ自動車「マセデス・ダイムラー」

購入ニ關スル件

賠償勘定ニ依リ「マセデス・ダイムラー」三臺ヲ試驗的ニ購入スルコトトシ左記要綱ニ依リ之カ手續ヲ進捗スルコトトナレリ

一、種類及臺數
二、構造

「マセデス・ダイムラー」三臺
六人乗「リムジン・ブルマン」型、
馬力、警視廳馬力二十二馬力
「シリੰダー」六

三、價格

「バルーン・タイヤ」

東京渡約二萬圓(内賠償勘定ニ依ル
支拂額約千六十四磅)

四、製造會社

獨逸「スワットガルト」ダイムラー自動車會社

五、本邦手代理店

東京日本商事自動車株式會社

六、注文方法

「ベンツ」及「プロトム」ノ場合ト同シノ本
邦代理店ト契約シ東京ニ於テ試驗
ノ上之カ受メヲ爲スモノトス

決議

賠償勘定ニ依リ自動車「マセデス・ダイムラー」購入ニ關スル件

賠償勘定ニ依リ「マセデス・ダイムラー」三臺(東京渡軍價、輸入關稅ヲ含ミ約二萬圓)ヲ試驗的ニ購入スルコトトシ

其ノ手續等ニ付テハ前回自動車購入ノ場合ノ例ニ
依ルコト

2-0552

0377

賠償物件處理委員會第十七回會議議決事項

議決第一、對獨賠償債權讓渡額割當ニ關スル件

九月三日大藏省告示第三百三十一號ニ依ル對獨賠償債權中、ドーヌ年次金餘裕額五百萬麻ノ讓渡ニ付テハ別表ノ通り之カ割當ヲ爲スコト

議決第二、「アルベルト・オスレルリ」教授文庫ヲ賠償勘定

ニ依リ購入ノ件

賠償勘定ヲ利用シ「アルベルト・オスレルリ」教授文庫(價格約六萬麻)ヲ購入スルコト

右購入後ノ保管方法ニ付テハ追テ考案ノ上之ヲ決定スルコト

6.

議決第三、賠償勘定ニ依リ自動車「マセデス・ダイラ」購入ニ

關スル件

賠償勘定ニ依リ「マセデス・ダイラ」三臺(東京渡軍價輸入開稅ヲ含ミ約二萬圓)ヲ試驗的ニ購入スルコトトシ其ノ手續等ニ付テハ前回自動車購入ノ場合ノ例ニ依ルコト

(九月十五日締切申請金額)

[illegible]

(九月十五日締切申請金額)

[illegible]

乙、對獨賠償債權讓渡申請額月別表

(九月十五日締切申請全額)

[illegible]

大正十六年														
一月														
計	二月	計	五月	計	六月	計	十月	計	十二月	計	合計	原請求	貨幣	
薄板鋸	硫酸	硫酸	薄板鋸	薄板鋸	鋼管	精油機械	精油機械	精油機械	薄板鋸	薄板鋸				
延機	アンモニア	アンモニア	延機	延機	製造機	製造機	製造機	製造機	延機	延機				
二七、二六〇	四六、二五九	四六、二五九	一九、〇七三	一九、〇七三	一五、五七九	一五、五七九	六、六六〇	六、六六〇	九、九七三	九、九七三	四九、五三六	六五、六〇四	六五、六〇四	
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	
三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、			

2-0552

0382

丙、對獨賠償債權讓渡割當額表(案)

會社名	割當額
三菱商事株式會社	一、〇三二、〇〇〇圓
三井物產株式會社	五八八、〇〇〇圓
大倉商事株式會社	三五九、〇〇〇圓
鈴木商店	二七〇、〇〇〇圓
富士電機製造株式會社	七八〇、〇〇〇圓
安宅商會	六一〇、〇〇〇圓
計	二、三八八、〇〇〇圓

別表

對獨賠償債權讓渡割當額表(案)

會社名	割當額
三菱商事株式會社	一〇三、〇〇〇圓
三井物産株式會社	五八、〇〇〇圓
大倉商事株式會社	三五、〇〇〇圓
鈴木商店	二七、〇〇〇圓
富士電機製造株式會社	七八、〇〇〇圓
安宅商會	六一、〇〇〇圓
計	二三八、〇〇〇圓

賸餘物件收訖

佐

(自第一回至第十六回)

大藏省理財局

第一回 賠償物件處理委員會

大正九年十二月二十四日

賠償染料拂下ノ方法、數量及時期、賠償船舶同航後ノ處置、賠償金特別會計ノ豫算等ニ關シテ協議セリ

第二回 賠償物件處理委員會

大正十年六月七日

議題及議事

第一議題 賠償物件處理狀況ニ關スル件

幹事ヨリ賠償物件（船舶、染料並藥品）ノ處理狀況ニ關スル大略ノ報告アリ

議題及議事

第二議題 船舶ノ處置ニ關スル件

本件ハ問題ヲ左ノ四項ニ分テ審議ヲ行ヒタリ

（イ）「ホルマニヤ」及「ビトロフェル」ヲ賣渡又ハ貸付クベキカ否カノ件

右二隻ノ賠償船舶ニ對スル買受希望者ノ申出價格ハ現在ノ相場ヨリ低廉ニシテ且ツ船價ハ數年ナ

ラズシテ騰貴スベキヲ以テ今日之ヲ賣却スルハ不可ナル旨並右船舶之ヲ貸付ケザレバ單ニ何等ノ利益ナキノミナラズ修繕費等ノ積極的損失ヲ來セガ故ニ之ヲ有料ニテ貸付クルヲ利益トスル旨ハ主張アリ結局「ノルマニヤ」及「ビレフエルト」ハ今日之ガ賣却ヲ行ハズ一年乃至二年ノ期限ヲ定メテ貸付クベキコトト決定セリ

(ロ)「カッブフイニステル」ガ惹起セル舢舨船ノ損害賠償ノ件

本件ハ本邦政府ト日本郵船會社間トノ正式書面ニ依ル管理契約締結前ニ起リシ事件ニ付日本郵船會社ヨリ四百磅ノ損害賠償金立替ニ對スル承認ヲ求メ來レルモノナルモ右ハ結局後日議決スベキコトニ決ス

(ハ)「シゴトセル」ウイトラム「メクレンブルグ」ニ關シ日本郵船會社ヨリ「フイー」及「コムミツシヨ」請求ノ件

右ハ「フイー」及「コムミツシヨ」ノ意義不分明ニシテ請求者タル郵船會社ニ照會中ノモノナレバ兩者ノ意義ノ確定ヲ俟ツテ定ムベキコトニ決定ス

(ニ)「アベシニヤ」ヲ拋棄スベキカ否カ

大正同船ハ獨逸ニテ修繕中ノモノニシテ未ダ最終分配決定セズ假分配ノ儘ノモノナリ。然ルニ同船ヲ本邦ニ回航スルニハ少ナカラザル費用ヲ要スベク又彼地ニ於テ賣渡ストモ純益ハ極メテ僅少ナル

ベキヲ以テ專ロ拋棄ヲ可トスベシトノ意見有力ニシテ結局「アベシニヤ」ヲ全然拋棄シテ始メヨリ分配ナカリシモノト爲シ得ルナラバ之ヲ拋棄スベク、之ヲ拋棄スルモ其ノ價格ハ之ヲ受領セルモノトシテ我國ノ借方ニ計上セラル、カ又ハ假分配後ノ費用ヲ支拂フベキモノナラバ之ヲ拋棄スベカラズトノ旨ヲ外務省ヨリ林大使ニ訓電方ヲ依頼スルコトニ決定セリ

決 議

船舶ノ處置ニ關スル件

一、「ノルマニヤ」「ビレフエルト」ハ今日賣却セズシテ一年乃至二年ノ期限ヲ定メテ貸付クベキコト

二、「カッブフイニステル」ガ惹起セル舢舨船ノ損害賠償ノ件ハ後ニ議決スベキコト

三、「ウエーゼル」「ウイトラム」「メクレンブルグ」ニ關スル「フイー」及「コムミツシヨ」請求ノ件ハ兩者ノ意義ノ確定ヲ待ツテ定ムベキコト

四、「アベシニヤ」ハ全然拋棄シテ始メヨリ分配無カリシモノト爲シ得ルナラバ之ヲ拋棄ス可ク之ヲ拋棄スルモ其ノ價格ハ之ヲ受領セルモノトシテ我國ノ借方ニ計上セラル、カ又ハ假分配後ノ費用ヲ支拂フベキモノナラバ之ヲ拋棄スベカラズ、此ノ旨ヲ訓電スベキコト

第三回 賠償物件處理委員會

大正十年六月十七日

議題及議事

第一議題 染料藥品ノ處分ニ關スル件

(一)染料拂下ニ關スル件

染料ハ倉敷料ノミニテモ少ナカラザル經費ヲ要シ且ツ梅雨期ヲ越ストキハ變質ノ虞アリ一方拂下ハ賠償金特別會計ノ經理上妥當ナルノミナラズ拂下ノ數量過大ナラザルトキハ本邦ノ染料界ヲ動搖セシムルコトナキヲ以テ此ノ際取敢ヘズ人造藍泥狀品百二十七噸ヲ拂下グベキコト、決定セリ
次ニ染料ノ拂下手續ニ關シテハ一般ニ豫定價格ヲ以テ當該種類ヲ製造スル獨逸會社ト本邦ニ於ケル主タル取引者ニ優先的ニ交渉シ、交渉調ハザルトキハ一般入札ニ附ス從ツテ右人造藍ハ先ヅ大同藍株式會社ニ交渉スベキコト並豫定價格其ノ他ノ細目ハ大藏省、農商務省ト協議シテ定ムベキコト決定シタリ

(二)染料中間物拂下ニ關スル件

前同染料中間物ヲ競争入札ニ付セシ際入札價格ガ豫定價格ニ達セザリシ爲殘留セルモノ若干アルヲ以テ之ヲ前記人造藍同様ノ手續ニテ日本染料製造株式會社ニ相當條件ニテ拂下グルコト、決定シタリ

(三)藥品拂下ニ關スル件

本件ニ關シテハ農商務省ヨリ特ニ日本染料製造株式會社ノ研究資料トシテ註文シタル藥品三種ヲ同會社ニ拂下グルコト、シ其ノ他ノ藥品ニ付テハ其ノ一部ハ農商務省ニ實費ニテ賣却シ殘餘ヲ當該種類ヲ製造スル獨逸會社ト本邦ニ於ケル主タル取引者ニ優先的ニ交渉シ相當條件ヲ以テ拂下グベキコト、決定セリ

(四)染料ノ數量發表ノ件

賠償物件トシテ本邦ニ到着セル染料ノ種類數量ヲ發表アリタキ旨ヲ要求スルモノアル處右數量ヲ會社別ニ發表スルコトハ差支ナキモ種類ノ詳細ヲ發表スルコトハ一般市場ニ對シテ不良ナル影響ヲ及ボス虞アルヲ以テ此ノ點ハ公表セザルコト、決定シタリ

尙右ニ關聯シテ染料藥品ノ註文ヲ打切りタルコトヲ發表スベキヤ否ヤヲ議シタルガ農商務省側ノ要求ニ依リ結局發表スル必要ナシト云フコトニ決定ス

決議

染料及藥品ノ處分ニ關スル件

甲、染料ノ拂下ニ關スル件

一、人造藍泥狀品百二十七噸ヲ拂下グベキコト、決定セリ

二、染料ハ一般ニ豫定價格ヲ以テ本邦ニ於ケル主タル取引者ニ優先的ニ交渉ス
交渉調ハザルトキハ一般入札ニ附ス

從ツテ右人造藍ハ先ヅ大同藍株式會社ニ交渉スベキコト

三、豫定價格其ノ他ノ細目ハ大藏省、農商務省協議シテ定ムベキコト

乙、染料中間物拂下ニ關スル件

前同拂下殘餘ノ染料中間物ヲ日本染料製造株式會社ニ交渉シ相當條件ニテ拂下グベキコト

丙、藥品拂下ニ關スル件

一、染料ノ中間原料トナルベキ藥品ニシテ農商務省ヨリ特ニ日本染料製造株式會社ノ研究資料トシテ註文シタルモノ三種ハ同會社ニ拂下グベキコト

二、其ノ他ノ藥品ノ一部ハ農商務省ニ實費ニテ賣却シ殘餘ハ本邦ニ於ケル主タル取引者ニ優先的ニ交渉シ相當條件ニテ拂下グベキコト

丁、染料藥品發表ノ件

賠償物件トシテ本邦ニ到着セル染料ノ數量ヲ會社別ニ新聞紙ニ發表スルコト、種類ノ詳細ハ公表セザルコト

議題及議事

第二議題 賠償物件賣却代金ノ使途ニ關スル件

現在賠償金特別會計ノ收入ハ、一〇五、四一六磅（「ウイトラム」及「メクレンブルグ」賣却代金並右二隻及「ウエーセル」貯藏品賣却代金）ナルガ右ノ中ヨリ英國海運省及賠償委員會船舶部ノ立替金五〇、六四二磅（船舶引渡費及船舶修繕費中即時ニ支拂フベキモノ）ノ支拂ヲ爲スコトノ可否ニ付協議アリタル結果支拂ヲ可トスルニ決セリ

次ニ賠償金ノ使途ニ關スル根本方針ニ付キ應答アリ、賠償物件賣却代金他日戰爭ニ依リ損害ヲ受ケタル個人ニ救恤シ又ハ資源トシテ一般會計ニ繰入ル、コトアルベキヲ豫想スルコト適當ナリト認メラレタリ

決議

賠償物件賣却代金ノ使途ニ關スル件

一、英國海運省及賠償委員會船舶部ノ賠償船舶ニ關スル立替金ノ支拂ハ之ヲ爲スモ差支ナキコト

二、賠償物件賣却代金他日戰爭ニ依リ損害ヲ受ケタル個人ニ救恤シ又ハ資源トシテ一般會計ニ繰入ル、コトアルベキヲ豫想スベキコト

緊急議題及議事

右二議題審議終了後緊急議題トシテ第二回本委員會ノ決議ニ係ル船舶ノ處置ニ關スル件中「ノルマ

ニヤ」及「ビイレフエルト」貸付ニ關シ、遞信省側委員ヨリ右二船舶ハ特別検査ノ爲巨額ノ修繕費ヲ要スベク、儲船者ハ支出セル修繕費ヲ回收スル爲ニ長期ノ儲船ヲ爲サル可ラザルヲ以テ契約ノ期限ヲ少クモ五年以上トナスカ或ハ短期ナル場合ニハ契約更新ノ條件附ニ非ザレバ前同決議ノ如キ一年乃至二年ノ期間ニテハ之ガ借受希望者無キ旨説明アリ種々協議ノ結果今暫ク船舶界ノ形勢ヲ觀望スルコト、シ「ビイレフエルト」「ノルマニヤ」ハ一年乃至二年ノ期限ニテ借受クル者無キ時ハ暫ク現狀ノ儘ニ爲シ置クベキコト、決定セリ。

決 議

船舶貸付ニ關スル件

「ビイレフエルト」「ノルマニヤ」ハ一年乃至二年ノ期限ニテ借受クル者ナキ時ハ暫ク現狀ノ儘ニ爲シ置クベキコト。

第四回 賠償物件處理委員會

大正十一年四月十日

議 題 及 議 事

第一議題 賠償染料藥品拂下方針變更ノ件

幹事ヨリ賠償物件處理狀況及賠償金特別會計資金收支ニ關スル報告アリ、次デ染料藥品ノ拂下ヲ成

ル可ク速カナラシムル爲其ノ拂下方針ヲ變更スルコト、シ種々協議ノ結果左記ノ通り決議セリ。

決 議

賠償染料藥品拂下方針變更ノ件

賠償染料藥品ハ成ルベク速ニ賣却スベク其價格ハ原價以下ニテモ可ナリ但シ成ルベク高ク賣ルコト、シ此場合ニハ農商務省ト協議スベキコト。

議 題 及 議 事

第二議題 賠償染料中間物ヲ日本染料製造株式會社ヘ拂下ノ件

本件ニ關シ審議アリタメ後議決シタル事項左ノ如シ

決 議

賠償染料中間物ヲ日本染料製造株式會社ヘ拂下ノ件

賠償染料中間物ハ日本染料製造株式會社ヘ拂下グルコト、シ一應之ニ交渉スベキコト

議 題 及 議 事

第三議題 賠償藥品ヲ三共株式會社及東洋藥品製造株式會社ヘ拂下ノ件

本件ニ關シ説明アリタル後左ノ決議ヲ見タリ

決 議

賠償藥品ヲ三共株式會社及東洋藥品製造株式會社へ拂下ノ件

賠償藥品ハ之ヲ三共株式會社及東洋藥品製造株式會社へ拂下グルコトハシ成ルベク高ク賣ルベキコト但シ右ニ付テハ内務省衛生局ト協議スベキコト

議題及議事

第四議題 賠償船舶買却時期ノ件

船舶ハ拂下ハ斯界不況ノ今日尙不利益ナリトノ理由ニ依リ左記ノ通決議アリタリ

決議

賠償船舶買却時期ノ件

賠償船舶ハ現状ヲ維持スベク處分ニ付テハ暫ク時期ヲ見ルベシ

第五回 賠償物件處理委員會

大正十一年十月二十日

第一議題 染料拂下ニ關スル件

賠償金特別會計收支及賠償物件處理狀況ニ關スル報告アリタル後染料拂下ノ方法ニ關シテ協議シ左

ノ通り決議アリタリ

決議

染料拂下ニ關スル件

「グリス、ハイム、エレクトロシ」及「ペルリン、アニリン」兩會社製染料ハ之ヲ一般競争入札ニ付スベシ、豫定價格ハ大藏省及農商務省協議シテ之ヲ定ムベシ、右入札不成功ノトキハ委託販賣等ノ方法ヲ講ズベシ

議題及議事

第二議題 賠償藥品ノ處分ニ關スル件

本件ニ關シテハ協議ノ後左ノ通決議アリタリ

決議

賠償藥品ノ處分ニ關スル件

賠償藥品ハ日本染料製造株式會社ニ交渉シテ成ルベク高ク之ヲ賣ルベシ

議題及議事

第三議題 大洋丸及吉野丸ノ貸下料引上ニ關スル件

賠償船舶ノ貸下料低キニ失セザルヤニ付審議ノ結果海運界ノ現況ニ鑑ミ左ノ通り議決アリタリ

決 議

大洋丸及吉野丸ノ貸下料引上ニ關スル件

大洋丸及吉野丸ノ貸下料ハ未ダ引上ノ時機ニ非ズ將來引上グベキカ否カハ今日ニ於テ豫測シ得ズ

臨時賠償物件處理委員會(持廻)

大正十二年十一月三日

賠償船光文丸及日高丸ノ管理委託ニ關シ契約締結ニ關スル件

光文丸(大洋海運株式會社)及日高丸(栗林商船株式會社)ノ管理委託期間ハ夫々大正十二年十月二十七日及同年十一月二十日ニ終了スベク管理契約終了後ノ船舶處理ニ付テハ本委員會ニ附議シテ決定スベキ處目下ノ事情(震災直後)ニ於テハ同委員會ノ開催困難ナルヲ以テ幹事ヨリ「光文丸及日高丸ハ從來之ガ管理ヲ委託セル會社ヲシテ尙六ヶ月間管理セシムルコト」ナル決議案ヲ持廻委員會ニ附セシ處十一月三日會長及各委員全部ノ決裁ヲ得タリ

決 議

光文丸及日高丸ハ從來之ガ管理ヲ委託セル會社ヲシテ尙六ヶ月間管理セシムルコト

第六回 賠償物件處理委員會

大正十三年二月七日

議 題 及 議 事

第一議題 賠償船舶賣却ノ可否ニ關スル件

曩ニ本委員會ハ第三回會議ニ於テ「賠償物件賣拂代ハ他日戰爭ニ依リ損害ヲ受ケタル個人ニ救恤シ又ハ資源トシテ一般會計ニ繰入ルハコトアルベキヲ豫想スベキコト」ト決議アリタルガ近キ將來ニ於テ個人救恤ノ財源ヲ得ル爲メ賠償金特別會計ノ資産ノ増加ヲ圖ル目的ヲ以テ此際賠償船舶ヲ賣却スベキヤ否ヤニ付協議ノ結果本件船舶賣却問題ト個人救恤ノ問題トハ之ヲ引離シテ考慮スルヲ可トシ今暫ク景氣ノ恢復ヲ俟ツテ然ル後賣却スルコトニ決セリ

決 議

賠償船舶賣却ノ可否ニ關スル件

賠償船舶ハ結局賣却スベキモノナレドモ現今ハ未ダ其ノ時期ニ非ザルモノト認ムルコト

議 題 及 議 事

第二議題 船舶ノ貸下ヲ繼續スル場合ノ貸下先及保險價格ノ變更ニ關スル件

此際賠償船舶ノ賣却ヲ爲サズ貸下ヲ繼續ストセバ大洋丸及吉野丸ニ付テハ期間ヲ定メズシテ貸下ヲ

爲シタルモ光文丸ニ付テハ貸下期間満了ノ關係アルヲ以テ猶引續キ從來ノ受託管理者ニ貸下グベキヤ否ヤノ問題並大洋丸ニ關シ運航費輕減ノ目的ヲ以テ從來ノ石炭專機裝置ニ代フルニ重油專機裝置ヲ以テスルコトニ付改造承認方願出アリシヲ以テ之ヲ承認シテ差支無キヤ否ヤノ問題ニ關シ左記(イ)ノ通り決議アリ、又船舶ノ保險價格ハ從來賠償計算ニ準據シテ之ヲ定メタルモ保險價格ノ實價ヲ超過スルコト約二割六分ノ場合ニ於テ之ヲ「格外ニ不實ノ協定ヲ爲シタルモノ」トスル大審院判例アリ、又保險者ニ於テ協定保險價格ノ「著シク過當ナルコトヲ證明」スルトキハ「其填補額ノ減少ヲ請求スルコトヲ得」(商法第三九四條)ルヲ以テ從來ノ保險價格算出ノ準據ヲ變更スルノ要ナキヤ否ヤニ關シテハ左記(ロ)ノ通り決議アリタリ

決 議

船舶ノ貸下ヲ繼續スル場合ノ貸下先及保險價格ノ變更ニ關スル件

(イ)大洋丸及吉野丸ハ從來ノ通りニ貸下ヲ繼續スルコト、光文丸ハ契約更新ノ際管理希望者ヲ募リ大體ニ於テ有利ナル申出人ニ貸下グルコト、大洋丸改造ノ願出ヲ承認スルコト

(ロ)保險價格ハ大體ニ於テ時價ニ準據シテ之ヲ定ムルコト、尙日本郵船會社ヨリ願出アリタル賠償船舶同航ニ關シ同會社ノ損失ニ歸シタル費用ヲ補填スベキヤ否ヤノ問題ニ付審議シタル結果左記ノ通り決議アリタリ

賠償船舶同航費ニ關スル件

賠償船舶同航費ニ關シテハ大藏省及逓信省ノ主任者ニ於テ内協議スルコト

議 題 及 議 事

第三議題 日高丸委付ニ關スル件

大正十三年二月二日、日高丸坐礁シ救助ノ見込無キニ至リタルニ付同船ノ受託管理者ヨリ同船ヲ委付致シ度キ旨申出アリシヲ以テ之ヲ承認シテ差支ナキヤ否ヤノ問題ニ關シ攻究ノ結果之ヲ承認スルコト適當ト認めラレタリ

決 議

日高丸委付ニ關スル件

日高丸ノ委付ヲ承認スルコト

第四議題 新ニ賠償トシテ獨逸ニ染料ヲ註文スルノ件

目下ニ處賠償トシテ獨逸ガ染料ヲ引渡スコトニ同意スルヤ否ヤ不明ナルモ最近ニ於テ本邦政府ガ賠償染料ノ引渡ヲ要求セザリシハ本邦國內ノ事情ニ基キタルモノナルヲ以テ此際國內の關係ノ注ニ付テ

ハ人造藍及高級染料ノ引渡ヲ受クルモ差支ナシト認メラル、モ其ノ詳細ニ付テハ更ニ攻究ヲ要スルモ
ノアルヲ以テ左記ノ通り決議アリタリ

決 議

新ニ賠償トシテ獨逸ニ染料ヲ註文スルノ件

主義トシテハ再ビ人造藍及高級染料ヲ受領スルコト、但シ其ノ數量及賣却方法ニ付テハ大藏省及農
商務省ニ於テ協議ノ上之ヲ定ムルコト

第七回 賠償物件處理委員會

大正十三年十二月五日

議 題 及 議 事

第一議題 賠償染料ノ處分ニ關スル件

新ニ到着スベキ賠償染料處分方法ニ關シテ協議シタルガ主トシテ論議セラレタル事項左ノ如シ

一、今回到着スベキ賠償染料中大部分ヲ占ムル人造藍ハ獨逸ガ「ダシペン」ヲ爲シツ、アルモノナル

ヲ以テ到底原價ヲ收得スルコト能ハザルベク賠償金特別會計ノ損失ヲ免ルルコト能ハザルベシトノ
議論出テ之ヲ對策ニ付種々攻究ノ結果若シ一般輸入價格ガ賠償借記額ヨリ低キ場合ニハ賠償委員會

ニ對シ借記額ノ訂正減額方ヲ提出スルコト、セリ

二、染料ノ處分ニ關シテハ日本染料製造株式會社ヨリ政府監督ノ下ニ賠償染料ヲ一手ニ委託販賣シ度

旨ノ願出(參照第二案)アリシモ日染ヲシテ獨占的ニ委託販賣ヲ爲サシムルコトハ餘リニ一方ニ偏

スル結果トナリ世上ノ非難アルヘキヲ以テ、日本内地ノ染料業者ヲシテ「シンデケイト」ヲ組織セ

シテ之ヲシテ委託販賣ヲ爲サシムルコト適當ト認メラル、ニ付「シンデケイト」ノ組織ニ關シ更ニ

研究ヲ遂グルコト、シ、尙委託販賣ノ方法ニ付テハ大體日染願出ノ方法ニテ妨グナシト認メラル、

モ更ニ一層實行ノモノトスル必要アルヲ以テ攻究ノ結果ヲ次回ノ審議ニ付スルコト、シ近日到着

スベキ賠償染料ハ暫ク之ヲ保管シ置クコト、ナレリ

(參照) 第一案(今日迄實行シ來リタル方法ニ依ルノ案)

(イ)一般ニ豫定價額ヲ以テ當該種類ヲ製造スル獨逸會社本邦代理店ニ優先的ニ交渉ス

(ロ)右調ハザル時ハ一般入札ニ付ス

(ハ)尙落札者無キ場合ハ隨意契約ヲ以テ拂下ヲ爲ス

第二案(日本染料製造株式會社ヨリ願出ノ賠償染料委託販賣ニ關スル案)

(イ)同社ハ染料ノ賣先、價格其ノ他販賣ニ關スル一切ノ件ニ關シ政府ノ指揮ヲ受ク

(ロ)政府ハ同社ニ對シ染料到着後ノ運送、保管等ニ要セシ實費ヲ償還スル外手数料ヲ支拂

ハザルモノトス

三、近日到着スベキ賠償染料ノ處分ノ時機ニ關シテハ當分ニテ賣却セズシテ保管シ置クコト、決定シ
タリ

決 議

賠償染料ノ處分ニ關スル件

一、染料(殊ニ人造藍)ノ商取引ニ依ル輸入價格ガ賠償借記額ヨリ低キ場合ニハ賠償委員會ニ對シ借
記額訂正方ヲ申出ヅルコト

二、賠償染料ノ處分ニ關シテハ「シンデケート」組織ニ關スル研究ヲ遂グ第二案ヲ更ニ實行のモノ
トシテ次回ノ審議ニ付スルコト

三、近日到着スベキ賠償染料ハ當分ニテ賣却セズシテ保管シ置クコト

議 題 及 議 事

第二議題 賠償船舶ノ處分ニ關スル件

大洋丸、吉野丸、二隻買受希望ノ旨橋本喜造ヨリ理財局長ニ對シ申出アリタルモ本件ハ單ニ報告ニ
止メ更ニ内容ノ具體化スルヲ俟ツテ付議スルコト、ナリ決議ヲ見ルニ至ラズ

第八回 賠償物件處理委員會

大正十四年一月三十日

議 題 及 議 事

第一議題 賠償染料ノ處分ニ關スル件

第七回會議ニ於テ賠償染料ノ處分ニ關シテハ「シンデケート」組織ニ關スル研究ヲ遂グテ實行の
モノトシテ次回ノ審議ニ付スルコト及近日到着スベキ賠償染料ハ當分ニテ賣却セズシテ保管シ置クコ
トノ決議ヲ見タルモ漸次受領染料到着シツ、アリ之ヲ全部保管スルトキハ多額ノ保管料ヲ支出スルコ
ト、ナルヲ以テ速カニ之ガ處分方法ヲ決定スルコト、ナリ左記ノ通りノ決議アリタリ

決 議

賠償染料ノ處分ニ關スル件

賠償染料ノ處分方法ニ付テハ農商務省ノ染料製造工業保護新政策ノ確定ヲ俟テ之ヲ決定スルコト
但シ右決定前ニ於テハ人造藍ノ拂下ノミヲ實行スルコト、シ其ノ處分方法ハ從來採用シ來レル方法即
チ「(一)一般ニ豫定價格ヲ以テ當該種類ヲ製造スル獨逸會社本邦代理店ニ優先的ニ交渉ス

(二)右獨逸會社ハ一般入札ニ付ス

(三)尙落札者無キ場合ハ隨意契約ヲ以テ拂下ヲナス」
ヲ以テスルコト

議題及議事

第二議題 賠償染料本年一月以降生産品ノ取得方法ニ關スル件

賠償染料價格ハ「ウエヂアイ」條約ニ基キ大正十三年十二月末日迄ハ最低價格ニ依リ之ヲ取得スルコトヲ得タルガ同期限經過後ハ普通價格ニ依ルヲ要スルヲ以テ關係各國ハ之ヲ取得方法ニ關シ獨逸國ニ對シ交渉中ナリ本邦モ亦之ヲ決定スルヲ以テ本委員會ハ本件ニ關シ研究立案ノ爲特別委員會ヲ設ケ之ニ附託スルコト、決定シタリ

決議

本年一月以降生産ノ賠償染料ノ取得方法ニ關シテハ之ガ研究立案ノ爲特別委員會ヲ設ケ之ヲ攻究スルコト

議題及議事

第三議題 賠償船舶吉野丸貨下契約ノ變更ニ關スル件

同船ハ目下日本郵船株式會社ニ貸下中ニ處同社ヨリ之ヲ近海郵船株式會社ニ轉貸致シ度キ旨ノ申請アリ之ヲ依リ種々意見ノ交換アリタリモ結局審議未了ニ終レリ

大正十四年二月二十三目 第九回賠償物件處理委員會(持廻)

大正十四年二月二十三目

第八回賠償物件處理委員會ニ於テ決定シタル「賠償染料取得方法ニ關シテハ之ガ研究立案ノ爲特別委員會ヲ設ケ之ヲ攻究スルコト」トノ決議ニ遵ヒ二月二日並同月七日ノ兩回特別委員會開催ノ結果左ノ決議案ヲ作成シ持廻ニ依リ各委員ノ決議ヲ得タリ

決議

一、賠償染料取得方法ニ關シテハ本邦染料關係者ヨリ成ル組合ヲ組織セシメ(已ムヲ得ザンハ本邦ニ於ケル獨逸人ノ組合ノ加入ヲモ認メ)之ヲシテ其ノ取得及販賣ヲ取扱ハシムル方針ヲ以テ組合設立方ニ付キ農商務省側委員ニ於テ盡力スルコト

二、石井大使發二月二十八日外務省來電獨逸染料工業組合代表者提案(註參照)ニ對シテハ一應

(イ)賠償染料ノ取得及販賣ヲ獨逸人ノ組合ノミニ任スルコトハ之ヲ承認セザルコト

(ロ)賠償取得ノ爲メ染料輸入制限ノ政策ヲ變更セザルコト

ヲ前提トシ第三項ノ趣旨ニ基キ交渉ヲ進ムルコト

(註) 上述獨逸染料工業組合代表提案中ニハ「該染料到着後日本國政府ハ之ガ販賣ヲ組合ニ一任シ組合ハ自己ノ手ニ在ル他ノ非賠償染料ト共ニ隨時之ヲ賣却スベシ」トアリ

第十回 賠償物件處理委員會

大正十四年六月十二日

議題及議事

第一議題 賠償船舶吉野丸貸下契約ノ變更ニ關スル件

本議題ハ第八回委員會ニ付議セラレ審議未了ニ終リシモノナルガ本會議ニ於テハ本件並同航費問題ニ付種々意見ノ交換アリシ結果日本郵船株式會社願出ノ通り吉野丸ヲ近海郵船株式會社ニ轉貸スルコトヲ認ムルコトナレリ

決議

賠償船舶吉野丸貸下契約ノ變更ニ關スル件

吉野丸管理委託契約第三條「日本郵船株式會社ハ他人ヲシテ本船ノ管理又ハ使用ヲ爲サシムルコトヲ得ス」ニ左ノ但書ヲ加ヘ第二項ヲ追加ス

「但シ大藏大臣ノ許可ヲ得タルトキハ近海郵船株式會社ニ限リ之ヲ使用セシムルコトヲ得

前項但書ニ依リ近海郵船株式會社ヲシテ使用セシメタル場合ニ於テモ本契約ニ定ムル日本郵船株式會社ノ義務ニ付テハ何等ノ變更ヲ及ボサハルモノトス」

議題及議事

第二議題 賠償染料處分方法ニ關スル件

賠償染料ノ處分方法ニ付テハ成ル可ク本邦染料製造會社並染料販賣業者ノ利益ヲ害サザル様一定ノ順序ヲ踏ミ之ガ拂下ノ交渉ヲ爲スコト、シ左ノ通り決議アリタリ

決議

賠償染料處分方法ニ關スル件

人造藍以外ノ賠償染料ノ處分方法ヲ左ノ如ク定ム

- 一、豫定價格ヲ以テ當該品種又ハ其ノ類似品ヲ製造スル本邦染料製造會社ニ優先的ニ交渉ス
- 二、右交渉調ハザルトキハ當該品種ヲ製造スル諸外國染料製造會社本邦特約店ニ交渉ヲナス
- 三、尙交渉不調ノ場合ハ一般入札ニ付ス
- 四、落札者ナキトキハ隨意契約ヲ以テ拂下ヲナス
- 五、官應用ノ染料ニ付テハ前各項ニ拘ラズ便宜ノ取計ヲ爲スコトヲ得

議題及議事

第三議題 實物辨濟手續規程ニ關スル件

今同巴里ニ於テ「ドース」案實施ノ爲ノ細則トシテ制定セラレタル實物辨濟手續規程ニ關シ賠償委員會ヨリ本邦ニ對シ該手續第五條B表所屬品目ニ付註文ノ有無並數量及第十條再輸出禁止ニ付キA、B、

三

何レノ方法ニ依ルカニ關シ同答ヲ求メ來レリ然ル處

甲、B表所屬品目ハ引渡數量ノ限定アルノミナラズ其ノ内容ハ

一「コールター」及「コールター」乾溜生成品

二「ベンゾール」

三「パラフィン」

四 耐火粘土

五 各種ノ農産物

ナルヲ以テ本邦トシテハ(イ)運賃ノ比較的多額ヲ要スルコト(ロ)本邦生産品ヲ以テ需要ノ大部分ヲ
滿シ得ルコト(ハ)多量ノ取得困難ナルコト(ニ)「ドース」案實施ノ結果原則トシテ獨逸生産品ハ總テ
賠償物件トシテ取得セ得ルコト、ナリタルノミナラズB表品目ニ付テモ今後更ニ新ナル申込ヲ爲ス
コトヲ得ルコト(ホ)現ニ染料ヲ取得シツ、アルコト(ヘ)無線電信機械取得ノ計畫進行中ナルコト等
ノ諸理由存スルヲ以テ此際註文ヲ爲スノ必要ヲ認メズ又

乙、第十條再輸出禁止ニ付キA、B、何レノ方法ヲ採ル可キカニ付兩方法ノ主要相違點ハ

(一) Aノ方法ニ於テハ再輸出禁止違反者ニ從價二割五分ノ罰金ヲ科スルノ規定アルニ反シ

(二) Bノ方法ニ於テハ斯ル罰金ヲ認メザルモ可ナリ

トスルニアリ本規定ニ付テハ其審議中ニ於テ既ニ各國概テ比較的制裁少キBノ方法ニ依ル可キト認
見セシレタル處ニシテ我國モ亦Bノ方法ヲ採用スルヲ有利ナリト認メラレタリ

決 議

實物辨濟規程ニ關スル件

甲、實物辨濟規程第五條B表所屬品目ニ付テハ此際註文ヲ爲ス必要ナキモ將來ノ同表ニ關スル計畫書

ニ依ル分ニ付テ註文ヲ爲ス權利ハ之ヲ留保ス

乙、實物辨濟規程第十條ニ規定スル再輸出禁止ニ關スル手續ニ付テハ尙研究ヲ要スル廉アルニ付確定

的ノ決定ハ暫ク留保スルコト、シ只今後一年間ニ限りB方法ニ據ルコトハ差支ナシ

尙議程終了後無線電信機械ノ取得ニ關シ幹事及通信省荒川技師ヨリ最近ノ經過説明アリタリ

第十二回 賠償物件處理委員會

大正十四年十二月一日

議 題 及 議 事

第一議題 賠償染料人造藍全量拂下ニ關スル件

現ニ神戸ニ保管中ノ賠償染料人造藍ハ其ノ數量頗ル多ク巨額ノ保管料ヲ要シ成ル可ク速ニ之ヲ拂下

ヲ行フ必要アリ。然ルニ最近神戸市輸出入商中桐政太郎ヨリ人造藍全量ノ拂下申請アリタル處其ノ申請價格ハ本邦市場ノ現狀ヨリ見ルトキハ相當値段ニシテ他ノ申請者タル大同藍、三井物産等ノ諸會社ヨリノ申出價格ニ比シ遙ニ高値ナルニ依リ此際中桐ニ對シ之ガ拂下ヲ行フコトヲ得策ナリトスル原案ニ付審議ヲ行ヒ議題説明並人造藍市況ニ付應答アリタル後異議ナク原案可決セラレタリ

決 議

賠償染料人造藍全量拂下ニ關スル件

人造藍ニ關スル現在ノ市況並各拂下申請者ノ見積價格等ニ照シ此際最高價ヲ以テ申請シタル中桐政太郎ニ對シ全量ノ拂下ヲ爲スヲ適當ト認ム

議 題 及 議 事

第二議題 賠償トシテ取得ス可キ物件ノ内容變更ニ關スル件

實物辨濟規程實施ノ結果取得シ得可キ品目ノ範圍著シク擴張セラレタルコト及染料ノ取得ニ關シテハ獨逸政府ニ於テ之ガ交換條件トシテ本邦ノ輸入制限撤廢ヲ要求セル爲協定成立ノ見込乏シク其ノ取得ハ當分ノ間事實上不可能ナルコト等ノ諸理由ノ爲メ此際染料ノ取得ハ一應之ヲ打切ルト共ニ他方取得品目ノ範圍ヲ擴張シ今後ハ、第一、官應用品並無線電信機械、第二、一般民間用品ノ順位ニ依リ賠償物件ヲ取得スルコト、シ左ノ通り決議アリ。尙其ノ第一着手トシテ官應用品自動車ヲ取得スルコト可

ナルベシトノ意見出デ幹事ニ於テ其ノ具體的方法ヲ攻究スルコト、ナレリ

決 議

賠償トシテ取得ス可キ物件ノ内容變更ニ關スル件

賠償物件ノ取得ニ關シテハ染料ハ一應之ヲ打切り左記ノ如ク其ノ範圍ヲ擴張スルヲ適當ト認ム

第一、官應用品並日本無線電信株式會社所要無線電信機械

第二、一般民間用品

第十二回 賠償物件處理委員會(持廻)

大正十四年十二月二十五日

議 題

賠償勘定ニテ官應用品自動車取得ノ件

第十一回會議ニ於テ官應用品自動車ヲ取得スルコト適當ト認メラル、旨意見ノ一致アリタルニ依リ攻究ノ結果

一、外務省ヨリノ問合せニ依レバ賠償勘定ニテ自動車取得方可能ナル旨石井大使ヨリノ返電有之
二、獨逸ニ於ケル最モ優秀ナル自動車トシテハ陸軍省砲兵課ノ調査ニ依レバ

(イ)高級品「ベンツ」

價格 關稅ヲ含ミ幌型 約九、五〇〇圓

箱型約三、〇〇〇圓 乃至五、〇〇〇圓増

(ロ)次級品「プロトス」

價格 關稅ヲ含ミ幌型 八、五〇〇圓

箱型約三、〇〇〇圓乃至五、〇〇〇圓増

ニシテ兩品共ニ米國品等ニ比シ堅牢ニシテ且「ガソリン」消費量少ク官廳用品トシテ最も適當ノモノナル由回答アリ且兩品共本邦ニ代理店「ベンツ」代理店日本自動車株式會社、「プロトス」代理店富士電機株式會社」存スルヲ以テ此際不取敢試驗的ニ

一、「ベンツ」號若干臺

二、「プロトス」號若干臺

ヲ各代理店ヲ通ジ取得スルコト、シ大體ニ於テ

一、獨逸發送ト同時ニ漢堡渡原價相當代金ヲ賠償勘定ヲ以テ本店ニ對シ支拂ヒ

二、殘額(運賃、保險料、關稅、代理店手数料等)ハ東京ニ於テ賠償金特別會計ニ引渡ヲ受ケタル後同

會計ヨリ代理店ニ對シ支拂フコト

トスルコト適當ト認メラレタルニ依リ左ノ通り決議アリタリ

決 議

賠償勘定ニテ官廳用自動車取得ノ件

官廳用自動車トシテ「ベンツ」號若干臺「プロトス」號若干臺ヲ各代理店ヲ通ジ取得スルコト

第十三回 賠償物件處理委員會(持廻)

大正十五年一月二十三日

議 題

官廳用自動車取得ニ關スル件

本件ニ關シ前回ノ賠償物件處理委員會ノ決議ニ基キ「ベンツ」號本邦代理店タル日本自動車株式會社並「プロトス」號本邦代理店富士電機製造株式會社ニ對シ交渉ヲ進メタル處兩社ヨリ見積書提出アリ、該見積ハ陸軍省砲兵課ノ見積其ノ他從來本邦ニ於ケル當該自動車ノ賣買實例ニ比較シ相當價格ナスト認メラルヲ以テ第一回分トシテ「ベンツ」三十臺並「プロトス」三十臺ヲ本邦ニ於ケル各代理店ニ注文シ輸入セシメ東京ニ於テ其ノ引渡ヲ受ケタルコト、シ左ノ通り決議アリタリ

決 議

三〇

(イ)「ベンツ」號馬力10/30六人乗箱型乗用自動車三十臺

(但シ價格ハ一臺ニ付關稅五割ヲ含ミ概算一萬二千百圓見當トス)

(ロ)「プロトス」號馬力10、5人乗箱型乗用自動車三十臺

(但シ價格ハ一臺ニ付關稅五割ヲ含ミ概算九千四百圓見當トス)

ヲ本邦ニ於ケル各代理店ニ註文シ輸入セシメ東京ニ於テ其ノ引渡ヲ受クルコト、シバリ賠償委員會ニ對スル手續方ニ付テハ外務省ニ對シ可然取計方ヲ依頼スルコト

(參照)自動車代金ハ其ノ受入ニ際シ關稅運賃等實費ニ依リ精算ノ結果

ペンツ一臺 一〇、三二〇・三六〇^円（内賠償勘定ニ依ル支拂額五、六八二・一四^円）

プロトス一臺 八、一九九・〇二二^円（内賠償勘定ニ依ル支拂額四、五五〇・二六^円）トナレリ

議題

大正十五年三月十日

第一議題 光文丸貸下契約更新ノ件

賠償船舶光文丸ノ現貸下契約ハ本年四月二十八日ヲ以テ満期ト成ルニ付テハ前例ニ依リ管理希望者ヲ募リ大體ニ於テ有利ナル申出人ニ對シ期限二ケ年ノ貸下契約ヲ締結スルコト、シ左ノ通り決議アリ

タリ

決
議

光文丸貸下契約更新ノ件

光文九ノ現貸下契約期間満了ニ際シテハ前例ニ依リ管理希望者ヲ募リ大體ニ於テ有利ナル申出人ニ對シ期限二ケ年ノ貸下契約ヲ締結スルコト(管理希望者募集手續方ニ付テハ遞信省ニ依頼スルコト)

議
題

第二議題 大洋丸貸下契約更新ノ件

賠償船舶大洋丸ハ東洋汽船株式會社ニ貸下中ノ處今般東洋汽船會社ハ其ノ經營スル北米航路桑港線及南米航路西岸線使用船(大洋丸ヲ含マス)並當該航路一切ノ營業權ヲ日本郵船株式會社ニ讓渡スルコト、ナリ其ノ實行方法トシテ三月初旬讓渡物件ノミヲ資產トスル第二東洋汽船株式會社ヲ設立シ五月中旬第二東洋汽船會社ヲ日本郵船會社ニ合併スル順序ナルニ付テハ大洋丸ノ東洋汽船株式會社ニ對スル現貸下契約ハ第二東洋汽船株式會社ガ日本郵船株式會社ニ合併スルニ際シ之ヲ解除シ新ニ日本郵船株式會社ニ對スル現貸下契約トスルコトヲ決定スル事トナリ

III

株式會社ニ對シ同一條件ニテ貸下契約ヲ締結スルコト、シ左ノ通り決議アリタリ

決 議

大洋丸貸下契約更新ノ件

大洋丸ノ東洋汽船株式會社ニ對スル現貸下契約ハ第二東洋汽船株式會社ガ日本郵船株式會社ニ合併スルニ際シ之ヲ解除シ新ニ日本郵船株式會社ニ對シ同一條件ニテ貸下契約ヲ締結スルコト

第十五回 賠償物件處理委員會

大正十五年七月三日

議事ニ先ダチ會長ヨリ「ドリス」案實施ノ結果取得物件ノ範圍擴張セラレタルニ依リ賠償物件處理委員會規則第一條ニ「賠償金特別會計所屬賠償物件ノ處理ニ關スル事項ヲ調査協議スル爲大藏省ニ賠償物件處理委員會ヲ置ク」トアリシヲ「賠償金特別會計ニ於ケル賠償物件ノ取得並處理ニ關スル事項ヲ調査協議スル爲大藏省ニ賠償物件處理委員會ヲ置ク」ト改正シ今後本委員會ハ處理ニ關スル事項ノミカラズ取得ニ付テモ協議スルコト、ナリ其ノ結果トシテ商工省側ノ委員ニ變更アリタル旨ノ報告アリ右終ツテ議事ニ入ル

議 題 及 議 事

第一議題 賠償勘定ニ依リ購入シタル自動車ノ使用方法ニ關スル件

賠償勘定ニ依リ購入シタル自動車ノ使用方法ニ付テハ該物件カ賠償金特別會計ノ所屬物件タル關係上他官廳ニ對シ無償ニテ之ヲ使用セシムルコトハ特別會計ノ趣旨ニ反スルヲ以テ適當ナル貸付料ヲ徴シ之ヲ貸付クルコトハシ、貸付料ノ標準ハ五ヶ年後ニ賠償勘定ニ依ル支拂額ヲ償却シ得ル額トス。尙貸付ノ場合ニ於ケル修繕費ノ負擔、検査、亡失ノ責任等ノ諸條件ニ付テハ自動車貸付契約書中ニ定ムルコト、シ左ノ通決議アリタリ

決 議

賠償勘定ニ依リ購入シタル自動車ノ使用方法ニ關スル件

賠償勘定ニ依リ購入シタル自動車ハ各官廳ノ希望ニ基キ有料ニテ之ヲ貸付クルコト、シ貸付料ハ「ペマン」號一臺ニ付一ヶ月六十圓、「プロトス」號一臺ニ付一ヶ月五十圓ノ割合トスルコト

(參照) 自動車貸付契約書

「ペマン」號10/30(又ハ「プロトス」號10/45)六人乗箱型乗用自動車何臺

モーター番號 何々

大藏省ハ標記賠償金特別會計所屬物件ヲ何省ニ貸付ス依テ大藏省理財局長何々ト何省會計課長何何トノ間ニ左ノ條項ヲ契約ス

第一條 借受者ハ標記自動車ヲ第三者ニ轉貸スルコトヲ得ス
 第二條 本契約ハ契約締結ノ日ヨリ當該年度末迄有効トス
 第三條 借受者ハ本契約期間中借受料トシテ自動車壹臺ニ付壹個月金六拾圓（「プロトス」ノ場合ハ五拾圓）ノ割合ニテ計算シタル金額ヲ當該年度末迄ニ賠償金特別會計ニ拂込ムヘシ
 第四條 貸付者ハ本契約期間中標記自動車ノ検査ヲ行ヒ原狀ヲ維持スル爲必要ト認ムル修繕ヲ借受者ニ對シ要求スルコトヲ得
 第五條 借受者ハ本契約期間中標記自動車ニ付破損其ノ他異狀ヲ生シタルトキハ其ノ原因ノ如何ヲ問ハス必要ナル修繕ヲ加フルヲ要ス
 第六條 借受者ハ前二條ノ修繕其ノ他標記自動車ニ關スル一切ノ費用ヲ負擔スルモノトス
 第七條 借受者ハ標記自動車ノ借受中ノ亡失シタルトキハ貸付者ニ對シ其ノ賠償ノ責ニ任スルヲ要ス但シ不可抗力ニ依ル場合ハ此ノ限ニ非ス
 第八條 借受者ハ本契約満了ノ日ニ於テ貸付者ノ指定スル場所ニ於テ標記自動車ヲ還付スルヲ要ス

議 題 及 議 事

第二議題 賠償勘定ヲ利用シ無線電信機械購入ニ關スル件
 賠償勘定ヲ利用シ日本無線電信株式會社對歐洲局用機械ノ購入方ニ關シテハ獨逸「テレフンケン」會

社ニ於テ熱心ニ之ガ實現ヲ希望シ昨年五月「ゾル」大使ヲ介シ外務省ニ申出ヅル處アリ、爾來外務、逓信並當省ノ三省間ニ於テ屢々本件ニ關シ協議攻究ヲ重ネタル結果購入當事者タル可キ日本無線電信會社ノ成立ヲ待チ其ノ理事者ノ意圖ニ基キ最後ノ決定ヲ爲スコトヲ適當ナリト認メ暫ク之ガ解決ヲ保留セリ然ル處昨年末、日本無線電信會社ノ成立ヲ見タルニ依リ更ニ同會社ト關係各省間ニ於テ種々交渉ヲ重ネ同會社ニ於テモ慎重攻究ノ上六月四日附ニテ別紙寫ノ通り賠償勘定ヲ利用シ三ヶ年間ニ總額七十五萬餘圓（本年度分二十三萬五千餘圓）相當ノ機械ヲ購入シ度付テハ政府ニ對スル代金ノ納付ニ關シ賠償爲替手形振出ノ日ヨリ滿三ヶ年ノ延納ヲ無擔保ニテ特ニ認可アリ度旨ノ願出アリ

然ル處三ヶ年ノ延納ハ甚異例ニ屬スルモ無線電信事業ガ國家的公益事業ニシテ且日本無線電信株式會社ガ政府ノ出資セル特殊會社ナルノミナラズ從來交渉上ノ沿革ヲ有スルヲ以テ本件ニ限り會社願出ノ條件ヲ認可シ取得ニ必要ナル諸般ノ手續ヲ進捗セシムルコト、シ左ノ通決議アリタリ

決 議

賠償勘定ヲ利用シ無線電信機械購入ニ關スル件
 賠償勘定ヲ利用シ「テレフンケン」會社ヨリ無線電信機械購入方ニ關シ六月四日附日本無線電信株式會社願出ノ件ハ之ヲ認可スルコト、シ在巴里賠償委員會ニ對シ之ガ爲必要ナル手續ヲ採ルコト

（參照）日本無線電信會社稟請書

總會第一七二號

賠償勘定ヲ利用シ無線電信機械購入ニ關シ稟請ノ件

本會社ハ政府ノ御命令ニ基キ對歐洲無線電信局建設ノ豫定ニ有之右局ニ設備スル送受信機械等ヲ賠償勘定ニ依リ取得スル場合ニハ特ニ代金延納ニ付奉ケ年延納ノ特典ヲ御許容被下候モノト承知仕リ萬事採算ヲ樹テ過般來獨逸國テレフンケン會社ト交渉相重ネ候處幸ニ同社ニ對スル商議モ進捗罷在候就テハ右商談決定ノ前提ニシテ賠償勘定ニ依リ取得方並其代金ノ納入方ニ付特別ノ御詮議ヲ以テ左記要項ノ恩典ヲ與ヘラレ度

此段謹而及稟請候也

一、賠償勘定ニ依リ取得額ニ金七拾五萬參千貳百圓

一、當社ノ爲メ爲替手形振出ノ時期及其金額ハ大體左ノ如シ

大正十五年七月 貳拾參萬五千四百拾七圓

大正十六年九月 四拾四萬七千五百參圓

大正十七年十月 七萬五百五拾圓

一、代金納入方法 爲替手形振出當日ヨリ滿三ヶ年目ニ納入但無擔保ノコト

一、換算率 爲替手形振出當日ニ於ケル橫濱正金銀行漢堡參着拂爲替相場ニ依ルコト

以上ノ物品引渡ニ關シテハ實物引渡規程ニヨリノ外通常ノ商慣習ニ基クコト尙テレフンケン會社ニ對スル請負契約總額ハ賠償勘定ニ依リ取得分及其以外ノ分ヲ合計シ金百貳拾五萬千五百六拾圓ニ有之右參考ノタメ申添候也

大正十五年六月四日

東京市麴町區永樂町二丁目一番地

日本無線電信株式會社

取締役社長 內 田 嘉 吉

大藏大臣 早速 整 爾 殿

逓信大臣 安達 謙 藏 殿

議題及議事

第三議題 賠償勘定ニ依リ獨逸圖書購入方ニ關スル件

近時各官廳並東京、京都兩大學等ヨリ賠償金特別會計ニ於テ賠償勘定ヲ利用シ獨逸圖書ヲ購入シ無償ニテ貸付アリ度旨ノ申出アリ右ハ賠償勘定ニ餘裕アル今日ニ於テ適當ナル使用方法ト云フ可ク依テ此際第一同分トシテ二十萬圓ヲ限度トシ獨逸圖書ヲ購入スルコト、シ且ツ圖書ハ其ノ性質上使用ニ依リ價值ヲ減ズルコト殆ンド無キモノナルヲ以テ圖書受領ノ上ハ各官廳並各大學ニ對シ無償ニテ保管ヲ

委託スルコトヲ適當ト認メ而シテ之ガ實行ニ當リテハ左記ニ依ルコトヲナレリ
 (イ)各官廳並各大學ニ對スル振當額ハ各希望申出額ニ基キ當省ニ於テ適宜査定ノ上之ヲ決定スルコト
 (ロ)保管ヲ委託シタル圖書ニ付テハ當省ニ於テ毎年一回之カ検査ヲ行ヒ其ノ減失又ハ毀損シタルモノアルトキハ不可抗力ニ依ルモノヲ除ク外當省ニ對シ之カ辨償ノ責ニ任セシムルコトアルヘキコト

決 議

賠償勘定ニ依リ獨逸圖書購入方ニ關スル件

第一回分トシテ二十萬麻ヲ限度トシ賠償勘定ヲ利用シ獨逸圖書ヲ購入スルコト

圖書受領ノ上ハ各官廳並各大學ニ對シ無償ニテ保管ヲ委託スルコト

第十六回 賠償物件處理委員會

大正十五年八月二十五日

議 題 及 議 事

議題 對獨賠償債權讓渡方法ニ關スル件

「ドイツ」年次金本邦積立額ハ自動車、無線電信機械、圖書等ニ關スル分ヲ差引キ約五百萬麻ノ餘裕ヲ生ズル見込ナルヲ以テ之ヲ一般獨逸商品輸入商ニ對シ利用セシムルコト、シ左記方法ニ依リ實行スル

コト適當ト認メラレタリ

(一)政府ハ對獨賠償債權讓渡ニ關スル告示ヲ官報ニ掲載シ且其ノ説明ヲ新聞紙上ニ發表シ一般獨逸商品輸入商ヨリノ讓渡申請ヲ徵スルコト

(二)政府ハ右讓渡申請中最モ適當ト認ムルモノヲ選擇シ本委員會ノ審議ニ附シ其ノ決議ニ基キ賠償債權ノ讓渡ヲ決定スルコト

(三)前項選擇ノ標準ハ別案對獨賠償債權讓渡事務規程ニ定ムル處ニ依ルコト

(四)賠償債權ノ讓渡ハ巴里ニ於ケル政府代表者ノ賠償爲替手形ノ振出交付ニ依リ之ヲ爲スコト

(五)賠償債權ノ代金ノ納付ニ付テハ相當期間ノ延納ヲ認メ得ルコト

(六)前項ニ依リ延納ヲ認メタル場合ニハ擔保トシテ國債ヲ提供セシムルコト

尙讓渡金額ノ限度ハ原案ニ於テハ三百五十萬麻トアリシモ此際成ル可ク速ニ賠償債權ヲ取得スル爲メ増額ヲ可トスルニ決セリ。尙同一ノ趣旨ニ依リ大藏省告示案並對獨賠償債權讓渡事務規程案中延納期間ハ原案一年三ヶ月トアリシヲ一月六ヶ月ニ、一契約ノ單位ハ二十萬麻以上トアリシヲ十萬麻以上ニ修正アリタリ

次大正十二年「ベテルマン」協定成立ノ際其ノ實施ノ爲組織セラレントシタル「シンデケート」下今回ノ賠償債權ノ讓渡トノ關係ニ付應答アリ。今回ノ債權讓渡ハ「ドイツ」案實施ノ結果トシテ各

國ノ現ニ行ヘル方法ニ依ルモシテ「シンデケート」計劃當時下ハ其ノ事情自ラ趣ヲ異ニスルモノナシバ「シンデケート」其ノ權利用スルモノトハ至難ナル旨答辯アリ。次デ對獨賠償債權讓渡事務規程案並告示案ニ付逐條審議ヲ行ヒタル後別紙ノ通り修正ノ上可決セラレタリ

決 議

對獨賠償債權讓渡方法ニ關スル件

對獨賠償債權ニ餘裕アル場合ニ於テハ一定ノ標準ニ基キ之ヲ民間輸入商ニ讓渡スルコト

前項ノ場合ニ於テ政府ニ對スル代金ノ納付ニ付テハ國債ヲ擔保トシテ提供セシメ相當期間ノ延納ヲ認メ得ルコト

(參照)

甲、對獨賠償債權讓渡事務規程

第一條 政府ニ對シ對獨賠償債權ヲ讓渡ヲ申請スル者アルトキハ本規程第二條乃至第四條ニ定ムル所

ニ依リ之ヲ選擇シ賠償物件處理委員會ノ審議ニ附シ其ノ決議ニ基キ讓渡ヲ決定スルモノトス

第二條 賠償債權ノ讓渡ヲ受クルコトヲ得ヘキ者ハ左記各號ノ資格ヲ具備スル者ナルコトヲ要ス但シ

特別ノ理由アル場合ニハ之カ除外例ヲ認ムルコトヲ得

一、引續キ三年以上獨逸商品ノ輸入ニ從事セルコト

二、資本金三百萬圓以上ヲ有スル法人ナルコト

第三條 賠償債權ニ依リ購入スル獨逸商品ハ國產振興ノ趣旨ニ反セス且贅澤品ニ非サルモノナルコトヲ要ス

第四條 賠償債權讓渡ハ原則トシテ一契約十萬圓又ハ其ノ相當額以上トス

第五條 賠償債權ノ讓渡ヲ爲シタル後賠償委員會、引渡委員會又ハ獨逸政府ノ異議アルトキハ政府ハ

讓渡ヲ取消又ハ條件ヲ變更スルコトヲ可ク此ノ場合ニ於テモ政府ハ取消又ハ變更ニ因ル損害ヲ賠償スルノ責ニ任セサル旨賠償債權讓渡契約中ニ規定スルモノトス

第六條 賠償債權ノ讓渡ハ巴里ニ於ケル帝國政府代表者ノ振出シタル賠償爲替手形ノ交付ニ依リ之ヲ行フモノトス

第七條 賠償爲替手形ハ原則トシテ麻貨ニテ作成ス但シ商品購入契約カ麻貨以外ノ通貨ニテ表示セラ

レタルトキハ右通貨ニ依リ作成ス

第八條 賠償債權讓渡ノ代金ハ賠償爲替手形ノ金額ヲ其ノ讓渡契約成立ノ日ニ於ケル橫濱正金銀行對

外爲替相場ニ依リ換算シタル邦貨額トス

第九條 賠償債權ヲ讓渡シタル場合其ノ代金ノ納付ニ付テハ賠償爲替手形交付ノ日より一年六ヶ月以内ノ延納ヲ認ムルコトヲ得

第十條 前條ニ依リ延納ヲ認メタル場合ニハ擔保トシテ國債ヲ提供セシムルモノトス
提供ス可キ擔保ニ關スル手續ハ賠償物件賣拂代金延納細則ニ依ル

乙、大藏省告示第三百三十一號（九月三日官報所載）

對獨賠償債權讓渡ノ件

政府ハ對獨賠償債權中ドリズ年次金餘裕額五百萬兩ヲ限度トシ此ノ際之ヲ民間希望者ニ對シ讓渡スルコトトナシタルニ付テハ其ノ方法並條件ハ實物引渡規程（大正十五年三月五日外務省告示第十九號）並左記各號ニ定ムル所ニ依ルモノトス

一、賠償債權ノ讓渡ヲ受ケ得ル者ハ引續キ三年以上獨逸商品ヲ輸入ニ從事シ且信用アル商人タルコトヲ要ス

二、賠償債權ノ讓渡ヲ希望スル者ハ其ノ金額、該債權ヲ利用シ購入セムトスル獨逸商品ノ種類數量、價格及其近代金支拂ノ時期並前號ノ資格ヲ具備スル旨ヲ明記シタル對獨賠償債權讓渡申請書ヲ大藏省理財局長宛ニ提出スヘシ

三、前號ノ申請書ハ大正十五年十月末日迄ニ提出スルコトヲ要ス但シ右期間内ト雖申請額カ讓渡豫

定額ヲ超過スル場合ニハ申請書ヲ受理セサルコトアルヘシ

四、賠償債權ヲ利用シテ購入スル獨逸商品ハ國產振興ノ趣旨ニ反セス且贅澤品ニ非サルモノナルコトヲ要ス

五、賠償債權讓渡額ハ原則トシテ一契約十萬兩又ハ其ノ相當額以上トス

六、政府ハ對獨賠償債權讓渡申請書ヲ調査シ大藏省賠償物件處理委員會ノ審議ニ附シ賠償債權ノ讓渡ヲ受ク可キ者並讓渡金額ヲ決定シタル上申請者ト契約ヲ締結スルモノトス

七、賠償債權ノ讓渡ハ巴里ニ於ケル帝國政府代表者ノ振出ス賠償爲替手形ノ交付ニ依リ之ヲ行フモノトス

八、賠償爲替手形ハ原則トシテ麻貨ニテ作成ス但シ商品購入契約カ麻貨以外ノ通貨ニテ表示セラレタルトキハ右通貨ニ依リ作成ス

九、賠償債權讓渡ノ代金ハ賠償爲替手形ノ金額ヲ其ノ讓渡契約成立ノ日ニ於ケル橫濱正金銀行對外爲替相場ニ依リ換算シタル邦貨額トス

十、賠償債權ヲ讓渡シタル場合其ノ代金ノ納付ニ付テハ賠償爲替手形交付ノ日より一年六ヶ月以内ノ延納ヲ認ムルコトヲ得ルモノトス

十一、前號ニ依リ延納ヲ認メタル場合ニハ擔保トシテ國債ヲ提供セシムルモノトス

十一、賠償物件處理委員會現在員氏名錄（大正十五年十月一日現在）

附 錄

賠償物件處理委員會現在員氏名錄（大正十五年十月一日現在）

大藏次官	田 昌
外務省條約局長	佐 分 利 貞 男
外務書記官	栗 山 茂
大藏省理財局長	富 田 勇 太 郎
大藏書記官	津 島 壽 一
商工省商務局長	副 島 千 八
商工書記官	村 井 四 郎
逓信省管船局長	宮 崎 清 則
逓信書記官 侯爵	廣 橋 忠 隆
大藏事務官	西 村 淳 一 郎
幹 事	

賠償物件處理委員會設置以來現在に至る會長、委員及幹事氏名錄

資 格	嘱 託 ノ 日 附	解 嘱 ノ 日 附	氏 名
會 長	大正一九二二、四	一九二六、一四	神野勝之助
同 員	一九二六、一四	一九二六、一四	西 野 元
同 員	一九二六、一四	一九二六、一四	小 野 義 一
同 員	一九二六、一四	一九二六、一四	田 昌（現在）
同 員	一九二六、一四	一九二六、一四	山 川 端 夫
同 員	一九二六、一四	一九二六、一四	長 岡 春 一
同 員	一九二六、一四	一九二六、一四	佐 分 利 貞 男（現在）
同 員	一九二六、一四	一九二六、一四	永 田 安 吉

四五

